



関西広域連合

UNION OF KANSAI GOVERNMENTS

関西広域連合シンボルマーク使用ガイドライン

【目次】

- 1 ガイドラインの目的
- 2 シンボルマークの使用主体
- 3 シンボルマークの概要
 - (1)デザイン
 - (2)シンボルマークの意味
- 4 シンボルマークの使用方法
 - (1)多色表示
 - (2)単色表示
 - (3)マークとロゴタイプの組みあわせ
 - (4)デザインの保護エリア
 - (5)使用上の注意
 - (6)掲載例等

第1版 2016年9月12日

第2版 2019年12月16日

発行元：関西広域連合 本部事務局 企画課

1 ガイドラインの目的

平成 27 年 12 月 1 日に設立 5 周年を迎えたこと及び奈良県の正式加入を機に、関西広域連合のより一層のイメージアップ及び知名度アップのため図るため広報活動に活用するため、関西広域連合シンボルマークを決定しました。

今後、シンボルマークを活用した広報活動を実施するにあたり、シンボルマークが適切に使用され、関西広域連合が住民や団体の方々等に正しくかつ効果的に認知されるよう、その使用方法を定めます。

2 シンボルマークの使用主体

- ・関西広域連合、構成団体
- ・後援名義の使用団体及び賞状の交付団体等

3 シンボルマークの概要

(1)デザイン



(2)シンボルマークの意味

Kansai の頭文字「**K**」の形をモチーフに、関西地域のチカラを結集し、個性とパワー溢れる関西を目指す関西広域連合を表現。

- ・一つ一つ全てのパーツに「動き」「曲線」「傾き」をもたせ、関西広域地域をイメージした輪からエネルギッシュなパーツが飛び出し羽ばたく様子を表現。
- ・カラフルな色彩が個性を表現。大空をイメージするブルーをベースに個性とパワーが羽ばたく、かつ、美しく見えるよう全体のバランスを考え、関西の個性をイメージしたピンク、関西の美しい自然をイメージしたグリーン、関西の活力イメージしたオレンジを配色し、関西のチカラを表現。

4 シンボルマークの使用方法

(1)多色表示



関西広域連合

UNION OF KANSAI GOVERNMENTS

特色	 DIC641	 DIC152	 DIC204	 DIC172	 Black
4色プロセス	 C90/M60/Y0/BK0	 C10/M90/Y0/BK0	 C0/M54/Y100/BK0	 C70/M0/Y100/BK0	 C0/M0/Y0/BK100
RGB	 R0/G92/B146	 R187/G27/B134	 R246/G128/B16	 R0/G169/B67	 R0/G0/B0

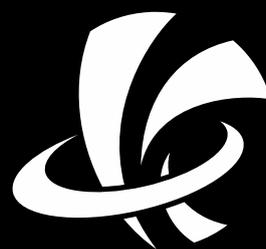
(2)単色表示

1 色刷の場合は、刷り色 100% もしくは 0%（白色）で表記してください。



関西広域連合

UNION OF KANSAI GOVERNMENTS



関西広域連合

UNION OF KANSAI GOVERNMENTS

(3)マークとロゴタイプの組みあわせ

縦配列、横は入れるとも、和文欧文併記の組み合わせを基本としますが、小型印刷物などの用途により、「漢字のみ」または「欧文のみ」の組み合わせを使用します。

●縦配列 基本形



関西広域連合
UNION OF KANSAI GOVERNMENTS

●縦配列 漢字のみ



関西広域連合

●縦配列 欧文のみ



UNION OF KANSAI
GOVERNMENTS

●横配列 基本形



関西広域連合
UNION OF KANSAI GOVERNMENTS

●横配列 漢字のみ



関西広域連合

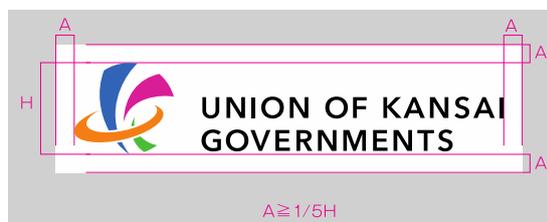
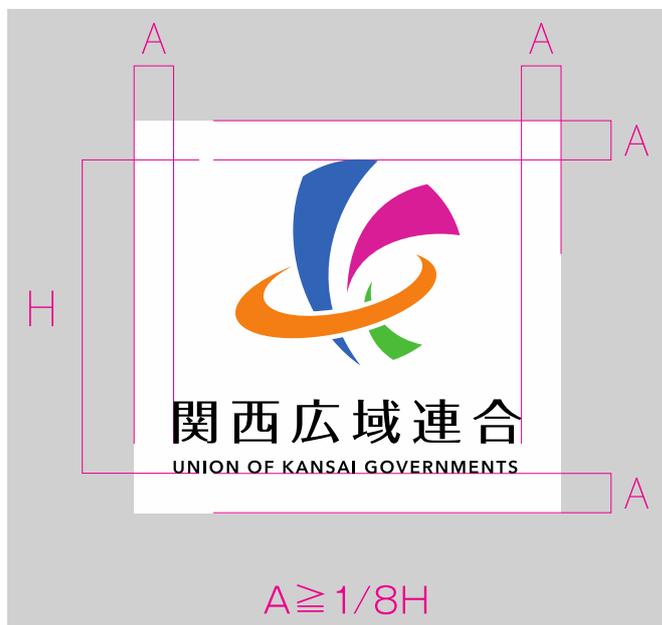
●横配列 欧文のみ



UNION OF KANSAI
GOVERNMENTS

(4) デザインの保護エリア

デザインの識別性を確保するため、アイソレーションゾーン（余白）を確保してください。



(5)使用上の注意

- ・アイソレーションゾーン(余白)を確保せずに、近接して図形や文字をおかないでください。

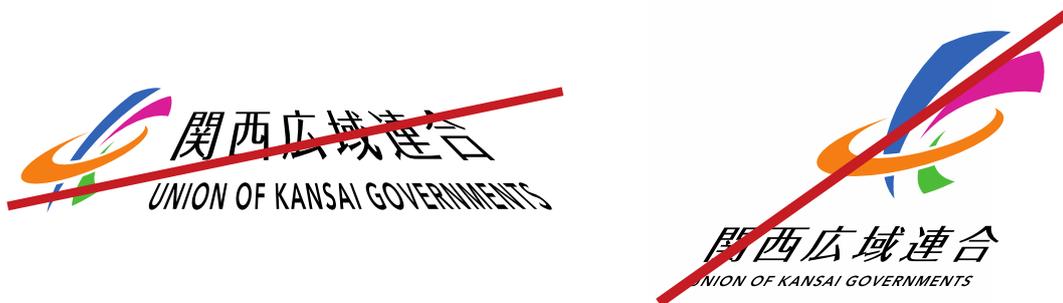
関西から新時代をつくる。志を同じくする関西の2府5県が結集し、平成22年12月1日、関西広域連合を設立しました。府県域を越える広域連合としては、全国初の取組です。当初は、防災・観光・文化振興・産業振興・医療・環境保全・資格試験・免許等、職員研修の7分野からのスタートですが、「成長する広域連合」として将来的には、港湾の一体的な管理や国道・河川の一体的な計画・整備・管理等を目指します。とりわけ、国の出先機関の受け皿として、国



- ・色を変えないでください。



- ・形を変えないでください。



- ・書体を変えないでください。



- ・視認性を損なうパターンや写真などは、できるだけ背景にしないでください。



- ・視認性の低い表示はできるだけしないでください。



- ・背景色が濃い場合など視認性を損なう場合は白抜きにしてください。



(6)掲載例等
【封筒での使用例】

角形 2号



長形 3号



【名刺での使用例】

Design 1



Design 2

